

審 第 3 2 1 9 号  
答 申 第 3 0 0 号  
令和5年3月17日

千葉県知事 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年4月30日付け政法第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第269号

令和2年2月25日付けで審査請求人から提起された、令和2年1月14日付け政法第〇〇号で行った自己情報不開示決定、自己情報部分開示決定及び自己情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年1月14日付け政法第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定1」という。）、自己情報部分開示決定（以下「本件決定2」という。）及び自己情報不開示決定（以下「本件決定3」といい、本件決定1及び本件決定2と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定2において不開示とした情報を開示すべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年11月29日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討についてのもの一切。弁護士との相談だけではなく職員同士の相談も含める。復命書なども含める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件（住民訴訟）（以下「本件訴訟1の1」という。）又は〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件（住民訴訟）（以下「本件訴訟2の1」という。）に係る訴訟進行経過報告書に添付された訴訟における書面等に記録された個人情報をも特定し本件決定1を行った。

また、本件訴訟1の1の事件に係る〇〇年〇〇月〇〇日に開催された裁判期日の報告書に記録された個人情報をも特定し本件決定2を行った。

さらに、本件訴訟1の1又は本件訴訟2の1の事件に係る裁判期日毎にまとめられた訴訟進行経過報告書に記録された個人情報をも特定し本件決定3を行った。

(3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和2年2月25日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年4月30日付け政法第〇〇号で審議会に諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

#### イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。私が当事者となった裁判が特定しつくされていない。

不開示部分は、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ、2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### ア 文書の特定

弁明書に言及されていない訴訟として、〇〇年(〇〇)第〇〇号が存在する。また弁明書に言及されている訴訟にかかり、雑事件が複数存在する。それらについても特定し開示すべきである。

対象となる訴訟について、総務部政策法務課(以下「政策法務課」という。)は全てにおいて指定代理人を出しているにもかかわらず、ほんの一握りの訴訟についてしか対象文書が存在しないとしていることは、明らかに不合理である。少なくとも、それ以外の訴訟についても対象個人情報記録した行政文書を特定したうえで開示すべきである。

期日報告書の特定に係る弁明については、政策法務課は行政訟務を所掌していることから主務課であるし、たとえ、政策法務課が訴訟の主務課ではないとしても、実際、〇〇センターと障書者福祉推進課との両方のうち一方が主務課となるものと考えられる訴訟があるが、その両方が同様の文書を特定しているから、主務課でないことを以て当該文書の不存在を基礎付けることはできない。たとえ、政策法務課の主張するとおりであったとしても、期日報告書以外の対象文書、少なくとも、復命書や相談記録や相談時の資料等は存在するはずである。

#### イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

条例第17条6号ロは、争訟に関する情報を一律に不開示とするものではなく、争訟に係る事務に関することに加えて、開示することにより、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体等の財産上の利益又は当事

者としての地位を不当に害するおそれがある情報を不開示とする旨を規定したものである。処分庁は、通知書でも弁明書でもともに、県の訴訟当事者としての地位を害するおそれの態様が不開示に足るまでの不当があることにつき何らの主張もしておらず、ただ県の訴訟当事者としての地位に悪い意味で変動を来すおそれがある情報であることを以て不開示としたものであるから、明らかに条例第17条6号ロには該当しない。

弁護士とのやり取りについては、訴訟に係る文書についても、他の自治体では部分開示が実施されており、全面的に不開示とすることは、条例第1条、3条、15条1項、17条本文の規定及び条例全体の精神に違反する。

訴訟進行経過報告書については、開示請求者である審査請求人が原告となった訴訟の概要であることから、当該訴訟の概要は当然に把握しているというべきであるから、地方自治の本旨や住民による監視機能に鑑みても、それを開示したとしても、県の訴訟に関する具体的な対処方針を明らかにすることにはならないし、県の訴訟遂行がどのように行われるかは明らかにしておくべき情報であるし、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれることにはならず、単なる報告のまとめ方を以て保護に値するほどの弁護士独自のノウハウだのということではできず担当弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することにはならない。ゆえに、条例第17条3号イ、5号、6号ロには該当しない。

打合せ内容等について千葉県は、千葉県の主権者である千葉県民から、千葉県の行政訟務が地方自治の本旨に合致しているか否かについて、不断の監視を受けなければならない。そうすると、この公益性は、これを不開示とされることで隠蔽される行政や職員の不法行為についての不当な権利・利益に遙かに優るものというべきである。ゆえに、条例第17条6号ロには該当しない。

不開示とすべき箇所が存在するとすれば、条例第18条1項の規定により部分開示すべきである。

条例第19条の規定により裁量的開示を実施すべきである。

#### ウ 理由附記の不備の違法

対象となる訴訟について多くが特定されていないことから、それに係る個人情報に記載した行政文書の特定に係り不存在とした理由付記が通知書においてなされておらず、また、他に指定代理人を出している課に返却することにしたのであれば、それを理由に、取得・作成したものの不存在であるとした理由付記が通知書においてなされておらず、条例第

2 1 条 2 項及び3 項の規定により要請されている理由附記の水準を満たしたものとは言えない。

エ 結語

したがって、原処分で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 前提事実

(ア) 審査請求人が原告となり、被告を千葉県病院事業管理者病院局長〇〇とする、本件訴訟1の1が千葉地方裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

審査請求人が控訴人となり、被控訴人を千葉県病院事業管理者病院局長〇〇とする、〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償(住民訴訟)請求控訴事件(以下「本件訴訟1の2」という。)が東京高等裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

審査請求人が上告人となり、被上告人を千葉県病院事業管理者病院局長〇〇とする、〇〇年(〇〇)第〇〇号(以下「本件訴訟1の3」という。)が最高裁判所に申し立てられたこと。

(イ) 審査請求人が原告となり、被告を千葉県病院事業管理者病院局長〇〇とする、本件訴訟2の1が千葉地方裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

審査請求人が控訴人となり、被控訴人を千葉県病院事業管理者病院局長〇〇とする、〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償(住民訴訟)請求控訴事件(以下「本件訴訟2の2」という。)が東京高等裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

審査請求人が上告人となり、被上告人を千葉県病院事業管理者病院局長〇〇とする、〇〇年(〇〇)第〇〇号及び〇〇年(〇〇)第〇〇号(以下これら二つの事件をまとめて「本件訴訟2の3」という。)が最高裁判所に提起等がなされたこと。

(ウ) 審査請求人が原告となり、被告を千葉県知事〇〇とする、〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償請求事件(住民訴訟)(以下「本件訴訟3の1」という。)が千葉地方裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

審査請求人が控訴人となり、被控訴人を千葉県知事〇〇とする、〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求控訴事件（住民訴訟）（以下「本件訴訟3の2」という。）が東京高等裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

審査請求人が上告人となり、被上告人を千葉県知事〇〇とする、〇〇年（〇〇）第〇〇号及び〇〇年（〇〇）第〇〇号（以下これら二つの事件をまとめて「本件訴訟3の3」という。）が最高裁判所に提起等がなされたこと。

(エ) 審査請求人が原告となり、被告を千葉県とする、〇〇年（〇〇）第〇〇号行政文書部分開示決定処分取消等請求事件（以下「本件訴訟4の1」という。）が千葉地方裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

審査請求人が控訴人となり、被控訴人を千葉県とする、〇〇年（〇〇）第〇〇号行政文書部分開示決定処分取消等請求事件（以下「本件訴訟4の2」という。）が東京高等裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

審査請求人が上告人となり、被上告人を千葉県とする、〇〇年（〇〇）第〇〇号及び〇〇年（〇〇）第〇〇号（以下これら二つの事件をまとめて「本件訴訟4の3」という。）が最高裁判所に提起等がなされたこと。

(オ) 審査請求人が原告となり、被告を千葉県とする、〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件（以下「本件訴訟5の1」という。）が千葉地方裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

審査請求人が控訴人となり、被控訴人を千葉県とする、〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求控訴事件（以下「本件訴訟5の2」という。）が東京高等裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

審査請求人が上告人となり、被上告人を千葉県とする、〇〇年（〇〇）第〇〇号及び〇〇年（〇〇）第〇〇号（以下これら二つの事件をまとめて「本件訴訟5の3」という。）が最高裁判所に提起等がなされたこと。

(カ) 審査請求人が原告となり、被告を千葉県とする、〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件（以下「本件訴訟6」という。）が千葉地方裁判所〇〇支部において訴訟事件として係属していたこと。

(キ) 審査請求人が原告となり、被告を千葉県病院事業管理者病院局長〇〇とする、〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件（以下「本件訴訟7」という。）が千葉地方裁判所において訴訟事件として係属していたこと。

イ 本件決定2で不開示とした部分について

当該部分は本件訴訟1の1の事件に係る〇〇年〇〇月〇〇日に開催された裁判期日の報告書のうちの、期日後の打合せ内容等が記載された部分である。当該部分を開示することにより、被告である県側の具体的な訴訟対応方針が明らかになってしまう。そうすると、今後も県が当事者となる訴訟の係属は予想されるが、県の訴訟における一当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、争訟に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、条例第17条第6号ロに該当するため不開示が相当である。

ウ 本件決定3で不開示とした行政文書について

(ア) 当該文書は、本件訴訟1の1又は本件訴訟2の1の事件に係る裁判期日毎にまとめられた「訴訟進行経過報告書」と題する行政文書である。訴訟進行経過報告書は、県の訴訟代理人弁護士（以下「担当弁護士」という。）により作成され、県に提出されたものであり、その内容としては裁判期日に出頭した担当弁護士が、その期日内容のやりとりの要点をまとめるとともに、次回期日までに県側として準備すべき事項や県で調査しておくべき事項等がまとめられたものである。

このことから、訴訟進行経過報告書は、いずれも専門的な知識に基づき訴訟内容を依頼者である県に報告するために担当弁護士により作成されたものであり、そのまとめ方等の手法は当該弁護士独自のものであるため、開示することにより担当弁護士の手法が明らかになり、競争上の地位や利益を害するおそれがある。したがって、条例第17条第3号イに該当するものである。

(イ) 加えて、前記(ア)のとおり、訴訟進行経過報告書は、次回期日に向けての準備事項等の連絡内容が含まれることから、当該文書を開示することにより、訴訟内容についての県の訴訟対応方針が明らかになってしまい、このことが前提となると、県の訴訟対応方針についての率直な意見交換や意思決定の過程・中立性が不当に損なわれるおそれがある。したがって、条例第17条第5号に該当するものである。

(ウ) 当該文書には訴訟の一当事者としての訴訟対応方針についての記載が含まれるところ、これを開示することにより、県の訴訟遂行がどのように行われるかが明らかとなる。そうすると、今後も県が当事者となる訴訟の係属は予想されるが、県の訴訟における一当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、争訟に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、当該部分は条例第17条第6号ロに該当する。

(エ) 以上のとおり、訴訟進行経過報告書については、条例第17条第3号イ、第5号及び第6号ロに該当するため不開示が相当である。

エ 本件決定1において特定した対象文書について

(ア) 審査請求人は、審査請求人自身が当事者となり、県が一方当事者となった裁判全てに係る、弁護士や職員間の相談や協議や検討についてのもので一切の開示を求めているところ、審査請求人と県との間の訴訟について、政策法務課は前記アの(ア)ないし(キ)のとおり、本件訴訟1の1ないし本件訴訟7を把握している。

本件請求後、審査情報課が審査請求人に開示を求める情報を口頭で確認したことにより、開示を求める内容に「審査請求人が既に持っている文書(審査請求人本人が訴訟において提出した書面等)」についても、マーカーや収受印の押印等がされていた場合及び起案・供覧処理がされていた場合には対象文書に含めるとされた。

本件決定1において対象文書とした期日報告書は、政策法務課の指定代理人が期日対応を行った際に、期日内容等を所属に報告するために作成された文書である。

期日報告書は、〇〇年〇〇月頃以前は、政策法務課内で供覧処理をしていたが、〇〇年〇〇月頃以降は、訴訟における主務課による供覧処理を、政策法務課が受ける取扱いに変更した。政策法務課は「訴訟に係る事務の総括に関すること」を分掌事務とするものであって(千葉県組織規程11条)、訴訟における主務課ではないことに加え、訴訟の主務課との間において、裁判期日結果についての認識に齟齬が生じることを防ぐ必要があるため、〇〇年〇〇月頃以降は、訴訟の主務課が期日報告書を作成し、政策法務課はこれを供覧し、供覧終了後は訴訟の主務課にこれを返却することとした。

前記の事情を前提とすると、〇〇年〇〇月頃以前から係属していた訴訟に係る期日報告書については、政策法務課において供覧処理が行われているため、政策法務課に対象文書が存在するものである。

一方、〇〇年〇〇月頃以降に係属した訴訟についてはその期日報告書の取扱いは、訴訟における主務課による供覧処理の方法によるものであることから、政策法務課においてそれらの文書は保有していないものである。

なお、期日報告書に添付された訴訟進行経過報告書そのものについては、前記ウのとおり不開示が相当であるため、本件決定1の対象文書に含まれていないが、訴訟進行経過報告書に添付された訴訟における書面等については、訴訟進行経過報告書の一部をなすものではある

ものの、前記ウの不開示理由の該当がないため、本件決定1の対象文書に含め開示するものである。

(イ) また、審査請求人は、審査請求人が当事者となった裁判が特定しつくされていない旨主張する。

しかし、前記(ア)のとおり、〇〇年〇〇月頃以前から係属していた訴訟については、政策法務課において対象文書を保有しており、この限りにおいて文書を特定の上、本件決定を行ったものである。したがって、政策法務課は、審査請求人が当事者となった裁判を特定したことを前提に本件各処分を行っている。

オ よって、本件各処分において特定した他には、政策法務課が本件請求に係る審査請求人の自己の個人情報に記載された行政文書を取得ないし保有する事実はない。

### (3) 結論

以上の弁明のとおり、処分庁が行った本件各処分は適法であり、これらを取り消す必要はない。

したがって、前記(1)「弁明の趣旨」記載のとおり of 裁決を求める。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり本件開示請求に係る個人情報を特定して本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)ア及び(2)アのとおり、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

### (2) 個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は前記3(2)アのとおり〇〇年(〇〇)第〇〇号、または、弁明書に言及されている訴訟にかかり、雑事件が複数存在するので、それらについても特定すべきである旨主張している。

審議会が事務局職員を通じてあらためて、それらを含め政策法務課に文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を政策法務課において保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

### (3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件決定2で不開示とされた部分について

(ア) 本件決定2で特定された個人情報、本件訴訟1の1に係る期日報告書に記載された期日後打合せの内容である。

実施機関は、当該情報について、条例第17条第6号ロに該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 条例第17条第6号ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定しているものである。

そして、「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、県等が一方の当事者となる争訟に係る事務において、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、争訟に係る事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する趣旨である。

(ウ) 審議会で見分したところ、当該情報は打合せに関する、通常想定される予定を記録したものに過ぎず、当該情報を開示したとしても、条例第17条第6号ロに掲げられているおそれは認められない。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロには該当せず、開示が相当である。

イ 本件決定3で不開示とされた行政文書について

(ア) 本件決定3で不開示とされた行政文書は本件訴訟1の1及び本件訴訟2の1に係る訴訟進行経過報告書であり、その内容は前記4(2)ウのとおりである。

実施機関は、当該情報について、条例第17条第3号イ、第5号及び第6号ロに該当して不開示が相当であると主張するので、まず同条第6号ロ該当性を検討する。

(イ) 条例第17条第6号ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定しているものである。

そして、「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、県等が一方の当事者となる争訟に係る事務において、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、争訟に係る事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する趣旨である。

(ウ) 審議会で見分したところ、訴訟進行経過報告書は担当弁護士から送付された各期日に行われた裁判に関する報告書であると認められる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになり、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当し、同条第3号イ及び第5号の該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

#### (4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

#### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 5月 1日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和4年 3月25日	審議（令和3年度第10回第2部会）
令和4年 4月25日	審議（令和4年度第1回第2部会）
令和4年 5月30日	審議（令和4年度第2回第2部会）
令和4年 9月26日	審議（令和4年度第3回第2部会）
令和4年10月24日	審議（令和4年度第4回第2部会）
令和4年11月28日	審議（令和4年度第5回第2部会）
令和4年12月19日	審議（令和4年度第6回第2部会）
令和5年 1月30日	審議（令和4年度第7回第2部会）

#### 千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院教授	部会長職務代理者

谷 麻衣子	弁護士	
中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長